

建設省告示第 号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十九条の十三の三第十二項に基づき、非常
用エレベーターの機能を確保するために必要な構造方法を次のように定める。

平成 年 月 日

建設大臣 中山 正暉

非常用エレベーターの機能を確保するために必要な構造方法を定める件

第一 非常用エレベーターのがこ（構造上軽微な部分を除く。）は、不燃材料で造り、又は覆つこと。

第二 非常用エレベーターの昇降路の出入口の戸（構造上軽微な部分を除く。）は、不燃材料で造り、又は
覆つこと。

附 則

この告示は、平成十二年六月一日から施行する。